

様式(細則 5-2)

令和 3 年 9 月 3 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員名 芦 谷 英 夫

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため、研修を受講したので、その結果を報告します。

記

1、期日 令和 3 年 8 月 21 日 (土) 14 時～15 時 30 分

2、研修内容 法テラス島根講演会～後見制度について考える～

3、視察先 松江市 (島根県立図書館)

4、調査経費 ガソリン代 3,280 円

高速料金 2,760 円

5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



## 法テラス島根講演会～「後見制度について考える」～

令和3年9月3日

- 1 日 時 令和3年8月21日（土）14時～15時30分  
2 場 所 島根県立図書館（松江市）  
3 内 容 成年後見制度概論及び法定後見制度について

法テラス浜田法律事務所 平野 愛子 弁護士

任意後見制度について 法テラス西郷法律事務所 貴田 徹 弁護士

- 4 概 要 ①成年後見制度は、物事の判断能力が十分でない人の権利や財産を保護し、生活をサポートする制度で、平成12年介護保険制度と同時にスタート。それまで「禁治産・準禁治産制度」があったが、このことが戸籍に載る、本人の基本的人権が守られない、人格否定的で差別的な用語であることなどから改められた。  
②成年後見制度は、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者、障がい者であっても特別視せず、それまでと同じような生活を送れるよう、社会基盤や福祉の充実を整備する。  
③意思能力が衰え始めても残存能力を存分に活用する「自己決定権の尊重」、財産を減らさないことが第一ではなく、生活のために財産を管理することが大事とする「身上監護の重視」などにより運用されている。  
④法定後見制度には、家庭裁判所から選任された後見人が本人を支援し、本人の判断能力の高い順に、「補助」「保佐」「後見」の3類型がある。  
⑤任意後見制度は、本人の判断能力に問題のない段階で、財産管理などの代理権を与える契約をしておき、本人の判断能力が十分でなくなった段階で後見人が財産管理などの事務処理を行う。  
⑥任意後見契約は、本人の生活、療養看護、財産管理に関する事務を内容とし、法定後見人とは違い、後見人は本人が「自分の将来をこの人に託したい」と思う人物が選任されるメリットがある。  
⑦任意後見契約には、判断の能力が低下した時点で任意後見契約を発効させる「将来型」、任意後見契約後ただちに発効させる「即効型」、財産管理契約と任意後見契約の両方を締結しておき、判断の能力低下前は財産管理を、判断能力低下後は任意後見契約を発行させる「移行型」の3類型がある。

### 5 所 見

- ①概括して、認知症の人が4人に1人といわれる時代にあって、その数約600万人、制度利用者は23万人のみにとどまり、制度を知らない人が5割いるなど、制度の周知と啓発が課題である。  
②浜田市の認知症の人は、厚生労働省の推計値によると、認知症15%2,918人、軽度認知症13%2,529人であり、後見制度の活用が必要となっている。  
③市の市民後見人養成講座受講者数は平成26年70人、令和3年度目標を150人とされているが、令和元年度108人にとどまっており、修了者のうち法人後見支援員登録者は32人、活動中支援員は5人であり、受講者の増加を図るとともに、支援員登録を進める必要がある。  
④社会福祉協議会により法人後見事業運営委員会が運営され、地域包括支援センター職員も参加しているが、一層、後見制度や市民後見制度の充実を図る体制を構築し、行政機関、各専門家、民生委員や福祉関係者などの連携体制を作り、網の目を小さくしもれなく救えるよう進める必要がある。

—以上—